

受 理 面 接 に つ い て

(成年後見開始申立て)

福井家庭裁判所

福井家庭裁判所本庁では、成年後見開始申立て後に**受理面接**を行っています。弁護士、司法書士、社会福祉士などが申立てに関与されている場合も、同様に行っています。

受理面接とは、審理を円滑に進めるために申立人及び後見人候補者から事情をお伺いする手続です。申立書等を確認した上で、申立ての事情などを伺います（所要時間1時間半程度）。

なお、事情が複雑であったり、診断書の判定と申立て趣旨が異なっているとき、親族が候補者の選任に反対しているときなどの事情があるときは、家庭裁判所調査官による調査を行うことがあります。

※保佐、補助の申立ての場合には、御本人の意思確認のための調査が必要なため、申立て後、担当の家庭裁判所調査官から、調査日時の調整の連絡をさせていただきます。

【受理面接の概要】

1 受理面接までの流れ

- ① 申立書作成（※必要書類も準備）
※必要な書類は、チェックシートでチェックをして確認
- ② 裁判所に申立書（必要書類を添付）提出（郵送可）
- ③ 裁判所（担当者）から受理面接日時の調整の連絡
- ④ 受理面接日時に、申立人と後見人候補者とで来庁

2 受理面接実施日等

受理面接実施日	毎週木曜日 （休日は除きます。） 開始の時刻は、午前 10 時、午後 1時30 分、午後 3 時の3回です。
お問い合わせ	0776-91-5092 成年後見受付係 ※ 平日の午前8時30分～午後4時の間に、電話で「成年後見等の申立て・受理面接について」とお申し出ください。
お越しいただく人	申立人、後見人候補者

3 その他

- ① 木曜日にどうしても御都合がつかない場合は、個別に日程を調整します。
- ② 受理面接日時の変更を希望するときなどは、上記問合せ先に御連絡ください。

※ 敦賀支部、武生支部については、各支部に直接お問い合わせください。

（敦賀支部 0770-22-0812 武生支部 0778-23-0050）